

第1章 原子力災害対策計画

第1節 活動方針

県内に原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、町は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径5km）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径30km）にも含まれていない。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散状況を考慮すると、県境から概ね70kmの位置にある関西電力株式会社美浜原子力発電所や概ね100kmの位置にある中部電力株式会社浜岡原子力発電所を始めとする福井県及び静岡県内の原子力発電所等において、原子力緊急事態が発生した場合に備えて対処できる体制を整備することが必要である。

今後も、国による原子力災害対策指針の見直し等の動向を注視し、随時、本対策の見直しを行うこととする。

第2節 町が実施する対策

第1 災害情報の収集・伝達・広報

町は災害の状況に応じて、災害応急対策を円滑に実施するために必要があると認める場合には、町災害対策本部を設置し、県と情報交換を密にし、モニタリング結果等入手した情報については必要に応じて、県と協力し、住民及び関係機関へ周知する。

第2 防護措置

1 屋内退避・避難誘導等

国の指導・助言、指示又は県からの情報に基づき、必要に応じて県及び警察と連携し、住民への多様な媒体を活用し屋内退避に関する情報提供又は避難所への避難誘導等の活動を行う。

2 スクリーニング及び除染

被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子

力事業者の指示等の下、県にスクリーニング及び除染について要請する。

3 水道水・食品の摂取制限等

県及び国からの指示等により、基準値を超える水道水・食品・農林水産物について、県に必要な措置の要請を行う。

第3 放射性物質における環境汚染への対処要請

放射性物質による環境汚染に対して、住民の被ばくを低減する必要がある場合について、必要な対策を県に要請する。

第4 県外からの避難受入れ

県外から県境を越える避難者の受入要請があった際には、町は保有する施設を一時的な避難所として提供する。

第5 風評被害等の軽減

県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止を図るとともに、その影響を軽減するため農林漁業・地場産業の産品、工業品等の適切な流通等の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行う。

第6 心身の健康相談等の実施

住民の健康不安解消及び住民が被ばくした際の措置として、原子力災害対策指針等に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談を実施し、必要に応じ健康調査を行う。